

条例の見直し調書

		作成年度	平成21年度
条例名	風致地区条例		
条例番号	昭和45神奈川県条例第5号	法規集	第12編第1章第16節
所管部局室課	環境農政部緑政課		
条例の概要	都市計画法第58条第1項の規定に基づき、風致地区内における行為について、必要な規制を定めている。		
検討	視 点	検 討 内 容	
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	都市計画により定められた風致地区において、都市の風致を維持するためには、風致地区内での建築物の建築等を制限する等の規制を行う必要がある。本条例は、都市計画法第58条第1項の規定に基づき、風致地区内における行為について、一定の行為の制限を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	風致地区内における許可制度を設け、開発行為等について一定の規制を行うことにより、乱開発の防止等、風致の維持のために有効に機能している。 なお、第2条で定める許可の必要な行為については、規則で定めることができる規定を設けているが、現状規則で定める行為はなく、定める場合は、条例で規定することが適当であると考えられるため、改正を検討する。	指定状況 11,008.46㎡ (H22.3.31現在) 31地区 許可件数等 (件)
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	風致地区を第1種から第4種までに区分し、それぞれの地区において、段階的に必要な規制を行うことにより、効率的に風致の維持が図られている。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	風致地区内における行為について必要な規制を行い、都市の風致の維持に寄与することを目的としており、神奈川のみどりの保全等を推進している「神奈川力構想」に適合している。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	都市計画法第58条第1項の規定に基づき制定された条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 <u>改正・廃止を検討する。</u>	理 由 許可の必要な行為の定めを規則に委任する規定は不要と考えられるため、改正を検討する。	特記事項
	次回見直し予定	未定	見直し規定の有無 (有) 無